【報告書用】　※この様式は購入した免税軽油について記入するものです。

受付印 年　月　日 滋賀県東北部県税事務所長	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所在地 （　住　所　）	
	免税軽油使用者の **氏名**又は名称	
	業　種	・農業　・船舶　・林業 いずれかに○をつけてください。
	免税軽油使用者証の番号	滋賀県第　　号
	この申請に応答する係及び氏名並びに **電話番号**	（携帯）　―　―

第十六号の三十様式

免税軽油の引取り等に係る報告書

報告対象期間	年　月　日から　　年　月　日まで

免税軽油の引取りに関する事実及びその数量〔引取の事実　有・無〕		免税軽油の引渡しを行った販売業者の事業所又は事業所所在地及び氏名又は名称 （販売業者名）	免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項		
引取年月日	引取数量(A) (ﾘｯﾄﾙ)		種類（ﾘｯﾄﾙ券）	枚数(枚)	免税証の記号及び番号
年　月　日 〔　　〕		使用者証記載の販売業者			No. No. No.
年　月　日 〔　　〕		・同上			No. No. No.
年　月　日 〔　　〕		・同上			No. No. No.
年　月　日 〔　　〕		・同上			No. No. No.
年　月　日 〔　　〕		・同上			No. No. No.
年　月　日 〔　　〕		・同上			No. No. No.
年　月　日 〔　　〕		・同上			No. No. No.
年　月　日 〔　　〕		・同上			No. No. No.

報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量（ドラム缶等に入っていた量）	(B)	①	ﾘｯﾄﾙ
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計（引取り数量（A)の合計）	(C)		ﾘｯﾄﾙ
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計（機械への給油量）	(D)	②	ﾘｯﾄﾙ
報告対象期間における滅失等による免税軽油の欠減量（例：こぼした量）	(E)		ﾘｯﾄﾙ
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量（ドラム缶等に残っている量） (B)＋(C)－(D)－（E)	(F)		ﾘｯﾄﾙ

裏面もあります→

※①＝②になります

免税軽油の使用に関する事実及びその数〔使用の事実　有・無〕	機械、車輌又は設備名（番号）	左記の機械、車輌又は設備の使用地 ※いずれかに○をしてください。	免税軽油の使用数量(G) (ﾘｯﾄﾙ)	稼働日数 （日）	稼働時間 （時間）
	No.	田・畑・（　　）			
	No.	田・畑・（　　）			
	No.	田・畑・（　　）			
	No.	田・畑・（　　）			
	No.	田・畑・（　　）			
	No.	田・畑・（　　）			
	No.	田・畑・（　　）			
	No.	田・畑・（　　）			
	No.	田・畑・（　　）			
	No.	田・畑・（　　）			
合　　計					

報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種類(ﾘｯﾄﾙ券)	枚数(枚)	種類(ﾘｯﾄﾙ券)	枚数(枚)

第１６号の３０様式記載要領

1　この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月月末までに（法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した滋賀県東北部県税事務所長に1通提出すること。

2　法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。

3　「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。

4　「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には、当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。

5　「報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量(B)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(F)」欄の数量と一致するものであること。

6　「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(C)」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(A)」欄の合計数量を記載すること。

7　「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(D)」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(G)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。

8　「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。

9　「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(G)」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。

10　「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。

11　この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備　考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じて別葉として増やすことができる。